

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（抜粋）

第3章の2 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会）

第20条の2 法第5条の7の規定により、草津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化および適正な処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて審議し、および答申する。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認めた者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（抜粋）

（草津市廃棄物減量等推進審議会）

第17条 草津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長および副会長とともに事故があるときまたはともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代行する。

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) ごみの発生の抑制、再利用および再生の促進による減量化等に関すること。
- (3) ごみの収集、運搬および処分の方法に関すること。
- (4) 散在性ごみおよび不法投棄ごみ対策に関すること。
- (5) その他必要な事項

第19条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第20条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて、説明または意見を聞くことができる。

第21条 審議会の庶務は、環境経済部ごみ減量推進課において処理する。

第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。